

# 福岡県公報

令和二年十月二十日  
第百四十五号  
増刊 ①

## 目次

### 規則 (第六十号・第六十一号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………一

○地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例

施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………六九

### 訓令 (第十一号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………六九

## 規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十月二十日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第六十号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則 (昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の八号を加える。

百二十五 換価執行に関する求意見書 第六十一号の百四様式

百二十六 換価執行に関する意見 第六十一号の百五様式

百二十七 換価執行決定告知書 第六十一号の百六様式

百二十八 換価執行決定通知書 (滞納者用)

第六十一号の百七様式

その一

百二十九 換価執行決定通知書 (行政機関等用)

第六十一号の百七様式

その二

百三十 交付要求書等及び滞納処分 (差押) 関係書類引渡書、同副本

第六十一号の百八様式

百三十一 換価執行決定取消通知書

第六十一号の百九様式

百三十二 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書

第六十一号の百十様式

第三十四条の七の次に次の一条を加える。

(法人の県民税の地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の申請書等の様式)

第三十四条の八 法第五十三条第五十一項の申請書及び同条第五十七項の届出書は、第六十五号の六様式によらなければならない。

2 所長は、前項の申請に対する処分を決定したときは、第六十五号の七様式又は第六十五号の八様式による通知書により通知するものとする。

第三十九条の五を次のように改める。

(法人の事業税の地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の申請書等の様式)

第三十九条の五 法第七十二条の三十二の二第二項の申請書及び同条第八項の届出書は、第六十五号の六様式によらなければならない。

2 所長は、前項の申請に対する処分を決定したときは、第六十五号の七様式又は第六十六号の八様式による通知書により通知するものとする。

第四十六条の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

様式目次中

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

の百三 六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

六十一 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書 三十一

<p>八十一の五 不動産取得税の還付申請書（農地利用集積</p>	<p>二十条の三十 四十六 条の六</p>	<p>を</p>	<p>六十五の八 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の不許可通知書</p> <p>六十五の七 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認申請書</p> <p>六十五の六 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請書（取りやめ届出書）</p> <p>六十五の五 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書について</p>	<p>三十九 条の八 三十九 条の五 三十九 条の八 三十九 条の五 三十九 条の八 三十九 条の五</p>	<p>に</p>	<p>六十五の五 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書について</p>	<p>三十四 条の五</p>	<p>を</p>	<p>の百三 換価執行に関する求意見書</p> <p>六十一の百四 換価執行に関する意見</p> <p>六十一の百五 換価執行決定告知書</p> <p>六十一の百六 換価執行決定告知書</p> <p>六十一の百七 換価執行決定通知書（その一、その二）</p> <p>六十一の百八 交付要求書等及び滞納処分（差押）関係書類引渡書、同副本</p> <p>六十一の百九 換価執行決定取消通知書</p> <p>六十一の百十 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書</p>	<p>三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条 三十一 条</p>	<p>に、</p>
			<p>第九号様式その二を次のように改める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1252 1153 1380 1758"> <p>八十一の五 不動産取得税の還付申請書（農地中間管理機構関係）</p> </td> <td data-bbox="1252 1780 1380 1993"> <p>二十条の三十 五の六 四十六 条の六</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">に改</td> </tr> </table>	<p>八十一の五 不動産取得税の還付申請書（農地中間管理機構関係）</p>	<p>二十条の三十 五の六 四十六 条の六</p>	に改				
<p>八十一の五 不動産取得税の還付申請書（農地中間管理機構関係）</p>	<p>二十条の三十 五の六 四十六 条の六</p>										
に改											

第9号様式その2 (第10条関係)

担 保 提 供 書

自動車の表示「別紙のとおり」

年度 税に係る地方団体の徴収金として確定しているものの合計金  
円及び未確定の延滞金額について による納税担保として、上記担保物を提供し  
ます。

(なお、上記担保物に抵当権を設定することを承諾します。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

納税者 住所 氏名 印

所有者 住所 氏名 印

上記は、担保提供書と相違ないことを認証する。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

氏 名印

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を  
「福岡県知事」に改めること。

第十号様式を次のように改める。

第10号様式(第10条関係)

収入印紙  
(13号文書)  
(債務の保証に関する  
契約書)  
(一律200円)

## 保証承諾書

住所

氏名

上記の者の 年 月 日までに納付(納入)すべき県徴収金 円  
(第 号 徴収猶予許可書の分・換価猶予通知書の分)に対する納税を私において(私等保証人連帯をもって)保証することを承諾します。(なお、延滞金は、地方税法所定の額を承諾します。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住所  
保証人 氏名

印

住所  
保証人 氏名

印

- 注 1 保証人の印鑑証明書を添付すること。  
2 保証承諾書の日付と印鑑証明書の日付を同日にすること。  
3 保証人において印紙税法所定の収入印紙を貼付し、消印すること。  
4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第三十六号様式その一、第三十六号様式その二及び第三十六号の二様式中「事務」を「舞」に改める。  
第五十号様式を次のように改める。

## 第50号様式（第31条関係）

財産の引渡命令書										第		号					
(占有者)										年		月		日			
様										福岡県		県税事務所長		印			
<p>下記の滞納者は、下記の財産の他に、換価が容易であり、かつ、下記の滞納金額を徴収することができる財産を有しないと認められますので、当該滞納金額を徴収するため、あなたが占有している下記の財産を徴税吏員に引き渡すことを命じます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。          ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。          （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。          （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																	
滞納者		住（居）所															
		氏名															
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要								
						円	法律による金額 円	円									
							法律による金額										
							法律による金額										
							法律による金額										
	※滞納処分費（法律による金額）							円									
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円					
引渡命令財産																	
占有者		住（居）所												氏名			
引渡期限					引渡場所												
引渡命令書を発する根拠規定																	

注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

2 あなたの権利を保護するため、国税徴収法第59条及び同法施行令第25条に次の要旨の規定があります。

- あなたは、上記財産を引き渡すことにより、滞納者との契約を解除した場合は、これによって生じた損害賠償の請求権に基づいてこの財産の売却代金の残余から配当を受けることができます。
- 上記財産を引き続き使用又は収益したいときは、その旨を請求してください。請求又は契約解除の通知がないときは契約の期間内（3か月を限度とする。）の使用収益の請求があったものとみなします。
- 契約を解除した場合で前払の借賃があるときは、差押えの日後の期間にかかるものは3か月を限度として配当が受けられます。
- (1)の契約解除したときの通知、(2)の請求は、いずれも書面で当所における差押えの時までに提出しなければならないことになっています。

- 備考
- 1 国税徴収法第58条第2項の規定の例により、滞納者の有する動産又は有価証券を占有する第三者に対して、当該財産を徴税吏員に引き渡すべきことを命ずる場合（同条を準用する同法第65条の規定の例により第三者が占有する債権に関する証書を取り上げる場合及び同じく同条を準用する同法第71条第4項の規定の例により第三者が占有する自動車、建設機械又は小型船舶を徴税吏員に占有させる場合を含む。）に使用すること。なお、根拠規定を記載すること。
  - 2 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産又は有価証券等の名称、数量、性質、所在その他を記載すること。
  - 3 「引渡期限」は、原則として命令書を発する日から起算して7日を経過した日以後の日とすること。
  - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に「当所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。



第五十号の二様式中「この通知書は」を削り、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「あわせて複写により」を「併せて」に改める。  
第五十号の三様式を次のように改める。

第50号の3様式（第31条関係）

財産の引渡命令書										第	号		
(滞納者)										年	月	日	
様													
福岡県										県税事務所長		印	
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため必要があるので、あなたが保管している下記財産を徴税吏員に引き渡してください。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。          （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。          （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>													
滞納者		住（居）所											
		氏名											
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
							円	法律による金額 円	円				
								法律による金額					
								法律による金額					
								法律による金額					
	※滞納処分費（法律による金額）						円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十
引渡命令財産													
引渡期限								引渡場所					
引渡命令書を発する根拠規定													
差押年 月 日				年 月 日									

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 国税徴収法第71条第3項の規定の例により、自動車、建設機械又は小型船舶を差し押さえた場合に、滞納者に対し、これらの引渡しを命じ、徴税吏員にこれらの占有をさせる場合に使用すること。
  - 2 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる自動車、建設機械又は小型船舶の名称、数量、性質、所在その他を記載すること。
  - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十一号の二様式を次のように改める。

## 第51号の2様式（第31条関係）

公 示 書			
下記の物件は、県徴収金徴収のため差し押さえたものです。 この公示書を毀損したものは、刑法第96条により罰せられます。また、この物件を隠蔽、損壊したときは、地方税法の規定により処罰されます。			
年 月 日			
福岡県		県税事務所	
差 押 物 件 の 表 示			
名 称	性 質	数 量	備 考

- 備考 1 国税徴収法第60条第2項の規定の例により差し押さえた財産等を滞納者又は第三者に保管させた場合において、封印表示をしないものについて公示による表示をする場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改めること。

第五十五号様式を次のように改める。

第55号様式（第31条関係）

差押財産占有調書（謄本）		第	号
		年	日
福岡県	県税事務所 福岡県徴税吏員	印	
<p>下記のとおり差押財産を占有する。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。          ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。          （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。          （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
滞納者	住（居）所		
	氏名		
占有財産			
	差押年月日	年	月 日
<p>差押財産占有調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">立会人（            ） 印</p>			
<p>差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日（            ） 印</p>			

上記差押財産占有調査記載の財産の保管を命ずる。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

福岡県

県税事務所

福岡県徴税吏員

印

上記財産は通知のあるまで無償で保管します。

年 月 日

保管者

印

備考

- 1 国税徴収法第71条第3項の規定の例により、差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を徴税吏員が占有した場合において、捜索調査を作成しない場合に作成すること。
- 2 「占有財産」欄は、その財産に係る差押調査の記載に準じて記載すること。
- 3 「差押財産占有調査謄本を受領しました」の文言のある欄のかつこ内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載すること。
- 4 「差押財産占有調査謄本（下記保管者あて）を受領しました」の文言のある欄のかつこ内には財産を保管する者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載すること。
- 5 占有した自動車、建設機械又は小型船舶を契約により第三者に保管させる場合においては、最下欄の文言を「上記財産は通知のあるまで無償で保管します」等と訂正し、又はその文言を欄外に記載して保管者の署名（記名を含む。）押印を求めること。
- 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。



第六十一号の十一様式から第六十一号の十三様式までを次のように改める。

第61号の11様式（第31条関係）

参加差押関係書類引渡書（副本）		第	号
(執行機関名)		年	月 日
様			
福岡県		県税事務所長	
		印	
下記の参加差押関係書類を引き渡します。			
滞 納 者	住（居）所		
	氏 名		
書 類 名	書 類 提 出 者 の 氏 名	通 数	備考
上記の書類を受領しました。			
		年	月 日
		執行機関名	
福岡県		県税事務所長 殿	
		印	

備考

- 1 国税徴収法施行令第41条第1項の規定の例により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に参加差押書その他の書類を引き渡す場合又は地方税法施行令第8条の4第3項の規定により書類を引き渡す場合に使用すること。
- 2 正副2通を送付し、副本は受領証として署名(記名を含む。)押印のうえ返戻させること。
- 3 「備考」欄には、引渡しをする「参加差押書」の到達順位等を必要に応じて記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 5 地方税法施行令第8条の4第3項の規定により使用する場合は、所要の調整を加えること。

## 第61号の12様式(第31条関係)(執行機関用)

参加差押財産引渡通知書		第	号	
(執行機関名)		年	月 日	
様		福岡県 県税事務所長		
印				
下記のとおり、参加差押えに係る財産を国税徴収法第87条第2項の規定の例により、引き渡しますので通知します。				
滞納者	住(居)所			
	氏名			
参加差押えをした執行機関名				
引財産しする	名称・数量・性質・所在・その他		差押年月日	
				年月日
	保管者	住(居)所	氏名	
引渡場所				
引渡方法				
備考				

- 備考 1 国税徴収法施行令第39条の規定の例により、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対して差押動産等を引き渡すべき旨を通知する場合又は地方税法施行令第8条の4第3項の規定により通知する場合に使用すること。
- 2 徴税吏員以外の者が差押動産等を保管している場合であつて、保管者から直接その財産の引渡しをさせようとするときは、「引渡方法」の欄に「保管者から直接の引渡しによる」等とその旨を記載すること。  
(注) この場合には、この通知書と第61号の13様式の「差押財産引渡依頼書」と併せて作成するので「引渡方法」の欄の文言に留意すること。
- 3 徴税吏員が直接差押動産等を引き渡す場合には、「保管者」の欄及び「引渡方法」の欄の記載は省略してもさしつかえないこと。
- 4 「備考」の欄には、引渡財産の1日分保管料等引渡しにつき必要があると認められる事項を記載すること。
- 5 徴税吏員以外の者で差押動産等の保管をしているものに直接当該行政機関等への差押動産等の引渡しをさせようとするときは、国税徴収法施行令第39条第2項の規定の例により、第61号の13様式の「差押財産引渡依頼書」を添付しなければならないことに留意するとともにこの依頼書を保管者あてに送付しないこと。
- 6 動産等の引渡しの手続は、差押解除の前に行い、その動産等の引渡しを受けた旨の通知を受領してから差押解除の手続をとることに留意すること。
- 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 8 地方税法施行令第8条の4第3項の規定により使用する場合は所要の調整を加えること。

第61号の13様式(第31条関係)

差押財産引渡依頼書		第	号
(保管者)		年	月 日
様		福岡県 県税事務所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
下記のとおり、あなたが保管中の差押財産を参加差押えをした執行機関に引き渡してください。			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
参加差押えをした執行機関名			
引渡しを依頼する財産	名称、数量、性質、所在、その他		差押年月日
			年 月 日
	保管者	住(居)所	氏名
引渡場所			
引渡方法			
備考			

- 備考 1 国税徴収法第87条第2項の規定の例により、徴税吏員以外の者が保管している差押財産等を、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に直接引渡しをさせようとする場合又は地方税法施行令第8条の4第3項の規定により直接引渡しをさせようとする場合に使用すること。  
 なお、この依頼書は、保管者あてに送付するものでなく、「参加差押財産引渡通知書」を添付して、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に送付するものであること。
- 2 「備考」の欄を除き、「参加差押財産引渡通知書」と併せて作成すること。
- 3 「備考」の欄には、必要に応じ保管契約の年月日等を記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。
- 5 地方税法施行令第8条の4第3項の規定により使用する場合は所要の調整を加えること。

第六十一号の二十一の様式を次のように改める。

第61号の21の2様式（第31条関係）

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告							第 号		
							年 月 日		
福岡県 県税事務所長							印		
<p>下記により差押財産の公売をします。          国税徴収法第95条及び第99条の規定の例により公告します。</p>									
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金 ・ 見 積 価 額	公 売 財 産						公売保証金	見 積 価 額 (最低公売価額)	
	売却区分 の 番 号	名 称	数 量	性 質	所 在	地上権等の 内容その他			円
	-----								
	-----								
	-----								
<p>(注) ① 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。          ② 見積価額に※印のあるものはその見積価額を記載した用紙を該当物件に貼り付けています。</p>									
公 売 方 法									
公 売 日 時	入札・競り売り	年 月 日 時 分から ( ) 時 分まで							
	開 札	年 月 日 時 分							
公 売 場 所									
売 却 決 定	日 時	年 月 日 時				場 所			
買受代金納付期限		年 月 日 時							
買受人についての資格その他の要件									
そ の 他									
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。</p>									

## 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
  
なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書又は競り売り心得書」は、当事務所に備え付けております。

- 備考 1 この公告は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。
  - 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
  - 4 「公売方法」の欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日競り売り」又は「期間競り売り」のいずれかを記載すること。  
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。
  - 5 「公売日時」の「入札・競り売り」の欄の括弧内には、競り売りの場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。
  - 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
  - 7 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「当事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の三十二様式その一中「滞納者」を「所有者」に改める。  
第六十一号の六十八様式その一及び第六十一号の六十八様式その二を次のように改める。



第61号の68様式その1 (第31条関係)

申請書(不動産用)

下記のとおり申請しますので  
よろしくお願ひします。

申請人

所属

福岡県職員 

福岡県 県税事務所長



申請は公務のためであることを証明します。

種別 (レをつける)	都・市・区	町・村・大字	丁目・字	地番	家屋番号 又は所有者	請求通数
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物						

該当事項の□にレをつけ、所要事項を記入してください。

- 証明書
  - 全部事項(登記されている事項全部)
  - 現在事項(現在効力ある登記事項のみ)
  - 区分建物全部事項(マンション名 )
  - 区分建物現在事項(マンション名 )
  - 何区何番事項 {
    - 年 月 日第 号
    - 甲区 番、乙区 番
    - 共有者 持分について
  - 所有者・共有者事項(住所・氏名)
  - 閉鎖事項( 年 月 日閉鎖)
  - 共同担保目録付( )
  -
- 要約書 (現に効力を有する登記事項を要約したものです。共同担保目録は、つけられません。)
- 閲覧
  - 地図・公図(地図番号No. )
  - 地積測量図
  - 建物図面
  - 閉鎖登記簿(コンピュータ化に伴う閉鎖)
  - 閉鎖登記簿(合筆、滅失等による閉鎖)
  - ( 年 月 日閉鎖)
  - 申請書附属書類
  - ( 年 月 日受付第 号)
  - 利害関係
  -
- 閉鎖謄本・抄本
  - コンピュータ化に伴う閉鎖謄本・抄本
  - 合筆、滅失等による閉鎖謄本・抄本
  - ( 年 月 日閉鎖)

利害関係(請求の理由)	県税賦課徴収のため	手数料	登記手数料令第19条により免除			
登記所の表示	福岡法務局	支局 出張所	請求年月日	年	月	日
交付通数	交付枚数	手数料	受付	年	月	日
		公用無料	交付	年	月	日
						確認印

第61号の68様式その2(第31条関係)

申請書(会社法人用)

下記のとおり申請しますので  
 よろしくお願ひします。

申請人  
 所属  
福岡県職員 (印)  
 福岡県 県税事務所長

商号 (会社等の名前)	
会社番号	
法人番号	
本店(支店) (会社の住所)	

該当事項の□にレをつけ、所要事項を記入してください。  
 コンピュータ化に伴う登記事項証明書  
 \*一部□に印をつけた場合は右欄の□にもレ印をつけてください。

請求事項	一部請求事項	請求通数
①現在事項証明書(現在効力がある部分) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)	*商号区・会社状態区はどの請求にも表示 されます。	
②履歴事項証明書(コンピュータ化後の変更 を含む証明) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)	<input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区	
③閉鎖事項証明書(①②以外の登記事項) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本) <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本	<input type="checkbox"/> 支配人区 <input type="checkbox"/> その他 ( )区)	
④ <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書(代表権のある者の証明) 2名以上のうち1名のみを請求する場合 (代表者の氏名 )		

コンピュータ化に伴う登記事項要約書  
 下記の区で請求できるのは3か所以内に限られます。商号区・会社状態区はどの請求にも表示されます。

会社 <input type="checkbox"/> 株式・資本区 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> その他( )区)	会社以外 <input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他( )
--	---

登記簿謄抄本・閲覧

<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 閉鎖謄本 ( 年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> 閉鎖役員欄 ( 年 月 日閉鎖) <input type="checkbox"/> 抄本 <input type="checkbox"/> 全部証明 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 申請書附属書類( 年 月 日受付第 号)(利害関係 ) <input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄( 支店) <input type="checkbox"/> 年 月 日登記事項
---	--

利害関係(請求の理由)	県税賦課徴収のため	手数料	登記手数料令第19条により免除
-------------	-----------	-----	-----------------

登記所の表示	福岡法務局 支局 出張所	請求年月日	年 月 日
--------	--------------	-------	-------

交付通数	交付枚数	手数料 公用無料	受付	年 月 日	確認印
			交付	年 月 日	

第六十一号の七十六様式を次のように改める。

第61号の76様式（第31条関係）

差押財産引揚調書（謄本）		第 号			
（滞納者）		年 月 日			
様	福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員	印			
下記の差押財産の保管を解除し引揚する。					
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					
滞納者	住（居）所				
	氏 名				
差押	調書番号	名 称	数 量	性 質	所 在 そ の 他
	年 月 日				
	. .				
	. .				
	. .				
	. .				
	. .				
	. .				
上記差押財産の引揚げに立ち会い差押財産引揚調書謄本を受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">立会人（ ） 印</div>					
差押財産引揚調書謄本（財産の引揚げを受けた者あて）を受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">（ ） 印</div>					

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の八十七様式を次のように改める。

第61号の87様式(第31条関係)

残余金交付通知書		第 号
		年 月 日
執行官	地方裁判所 部 殿	
		印 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 30px; vertical-align: middle;"></span>
		福岡県 県税事務所長
<p>換 価</p> <p>下記の財産の取立金に係る滞納者に交付すべき残余金を、残余金計算書のとおり送 払渡金</p> <p>金したので、通知します。</p>		
滞 納 者	住 (居) 所	
	氏名又は名称	
換 価 財 産 の 表 示 等	事 件 番 号 及 び 事 件 名	
	名 称 ・ 数 量 ・ 性 質 ・ 所 在	
滞納者に交付すべき残余金		円
送 金 年 月 日		送 金 方 法
参 考 事 項		

- 備考1 滞納処分による売却代金、有価証券又は第三債務者からの取立金及び供託された金銭の払渡金について滞納者に交付すべき残余が生じ、この金銭を執行官又は裁判所に交付すべきときに作成すること。
- 2 不要部分は、二線で抹消すること。
- 3 滞納処分による差押えと仮差押えの執行とが競合する財産（動産又は船舶国籍証書等、航空機登録証明書等及び自動車等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行がされた船舶、航空機及び自動車等を除く。）について、滞納者に交付すべき残余が生じ、この金銭を執行裁判所に交付するときは、「参考事項」の欄に、仮差押えの執行裁判所及び仮差押債権者の住(居)所及び氏名又は名称を記載すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の87様式の附属書(第31条関係)

残余金計算書					
換 価 財 産 の 表 示					
区 分	年 月 日	種 目	金 額	備 考	
受       入	.		円		
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
		計			
区 分	債権者の住所及び氏名又は名称	県税事務所長が 確認した債権額	配 当 順 位	配 当 金 額	備 考
支    払		円		円	
	計				
滞納者に交付すべき金額		円			
送 金 し た 金 額 の 計 算	残余金として交付すべき金額		円		
	送料その他 の支払				
	差引送金した金額				



- 備考1 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第4条、第6条、第6条の2、第8条、第10条第1項、第11条第1項、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3第1項、第12条の4、第12条の8、第12条の11、第12条の12、第17条、第23条、第24条の2、第28条第1項及び第32条の規定により第61号の87様式の「残余金交付通知書」又は第61号の88様式の「残余金皆無通知書」の付表として使用すること。
- 2 「支払」の欄には、租税公課その他の徴収金に対して充当し、又は交付した金額は合計額を記載して差し支えないが、債権者に配当した金額については、なるべく債権者ごとに記載すること。
- 3 2のほかは、第61号の36様式の「配当計算書」に記載すべき事項を記載すること。
- 4 「換価財産の表示」の欄には、「残余金交付通知書(又は残余金皆無通知書)に記載のとおり」と記載すること。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「県税事務所長」を「知事」に改めること。

第六十一号の八十八様式を次のように改める。

## 第61号の88様式（第31条関係）

残余金皆無通知書		第 号
		年 月 日
地方裁判所 執行官	部 殿	
		印 <span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 50px; height: 30px; vertical-align: middle;"></span>
		福岡県 県税事務所長
<p>下記の財産を換価し取り立てましたが、残余金計算書のとおり滞納者に交付すべき残余が生じないので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第 条の第 項の規定により通知します。</p>		
滞納者	住（居）所	
	氏名又は名称	
換価財産の表示等	事件番号及び事件名	
	名 称・数 量・性 質・所 在	
参 考 事 項		

- 備考1 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第6条第3項、第11条第1項、第11条の2、第17条、第19条、第20条、第20条の8第1項、第20条の10、第20条の11及び第28条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第12条の2及び第12条の3第1項の規定により売却代金等につき滞納者に交付すべき残余金が生じない場合において、その旨を執行官又は裁判所に通知する場合に使用すること。
- 2 適用条項は、該当条項を記載すること。
- 3 不要部分は、二線で抹消すること。
- 4 仮差押えについては、法律及び政令に規定はないが、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達（国税庁関係）第20条の9関係7のなお書により、強制執行の場合と同様、残余金皆無通知書と残余金計算書を送付すること。
- なお、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第条の第項政令の規定により」を削ること。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の九十三様式を次のように改める。

第61号の93様式（第31条関係）

事 情 届	
福岡県 県税事務所長 殿 第三債務者 住（居）所 氏名又は名称	年 月 日
電 話	
1 差 押 債 権 の 表 示	(1) 滞納者（債権者） 住（居）所 指名又は名称  (2) 差押年月日 年 月 日  (3) 差押債権
2 供託した金額	金 円也
3 供託した日時	年 月 日 午 前 後 時
4 供 託 の 事 由	供 託 所
	供 託 番 号
	(1) この届出をすることとなった債権差押通知書の送達日 年 月 日  (2) 上記（1）と競合する イ差押命令、仮差押命令、ロ滞納処分による差押え イ 裁判所 部 年（ ）第 号 債権者名 （仮）差押命令の送達日 年 月 日 差押金額 金 円 ロ 税務署（ 県税事務所、 市役所、 ） 債権差押通知書の送達日 年 月 日 差押金額 金 円

記載要領については、裏面を御覧ください。

- 注1 「1 差押債権の表示」欄の「(2) 差押年月日」欄には、債権差押通知書に記載されている年月日を記載してください。
- 2 「1 差押債権の表示」欄の「(3) 差押債権」欄には、債権差押通知書の「差押債権」欄に記載してあるとおりに記載してください。
- 3 「4 供託の事由」欄の(2)のイでは、仮差押命令である場合には、(仮)に○印を付けてください。
- 4 「4 供託の事由」欄に記載しきれないときは、適宜の用紙を用いて横書で記載してください(差押えが複数あるときは、そのすべてを記載してください。)
- 備考1 滞納処分により金銭債権を差し押さえられた第三債務者が、その金銭債権について強制執行による差押命令を受けたことにより、その差押えがされている金銭債権の全額に相当する金銭を供託した場合に、その供託した旨を所長に届ける場合に使用すること。
- 2 この事情届は、お知らせ(第61号の92様式)と同様、債権差押通知書(第52号様式)に添付して第三債務者に交付すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の百三様式の次に次の七様式を加える。



第61号の104様式（第31条関係）

換価執行に関する求意見書		第	号
		年	月 日
殿			
福岡県		県税事務所長 印	
<p>当所が参加差押えをした下記の財産について、当所が換価の執行をすることに対する貴庁の意見（国税徴収法第89条の2第2項）を求めます。</p> <p>なお、貴庁の意見は、別添「換価執行に関する意見」により、年 月 日までに回答してください。</p>			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
貴庁の差押年月日		年	月 日
参 加 差 押 財 産			
連絡先	所 属	氏 名	電 話

備考 1 国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、差押行政機関等に対して換価執行に関する意見を求める場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の105様式（第31条関係）

換価執行に関する意見		第	号
		年	月 日
福岡県 県税事務所長 殿		回答者	
		印	
年 月 日付で意見を求められた換価執行について、以下のとおり回答します。			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
回 答		同意・不同意（いずれかを○で囲む。）	
不同意の理由	<input type="checkbox"/> 当庁において速やかに換価するため。		
	<input type="checkbox"/> 既に他の行政機関等による換価執行に同意しているため（国税徴収法第89条の2第2項）。		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
備  考			
連絡先	所 属	氏 名	電 話

備考 1 差押行政機関等が、換価に関する意見を回答する場合に使用するため作成し、「換価執行に関する求意見書」に添付すること。  
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の106様式（第31条関係）

<b>換価執行決定告知書</b>										第	号				
(換価同意行政機関等)										年	月	日			
殿															
福岡県 県税事務所長										印					
<p>下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、下記の財産について、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第3項の規定の例により告知します。</p> <p>なお、貴庁が既に交付を受けている交付要求書、参加差押書（2以上の参加差押書を受けている場合に限る。）及び差押関係書類を当所に引き渡してください。</p>															
滞納者	住（居）所														
	氏 名														
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由	連番	納期限 法定納期限等	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要					
							円	法律による金額 円	円						
								法律による金額							
								法律による金額							
								法律による金額							
								法律による金額							
								法律による金額							
※滞納処分費（法律による金額）							円								
本書作成の日までに徴収すべき金額					百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
貴庁の差押年月日			年	月	日	貴庁の同意年月日			年	月	日				
参加差押財産															
連絡先	所属				氏名				電話						

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第89条の2第3項の規定の例により、換価執行決定をした旨を換価同意行政機関等に告知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の107様式その1 (第31条関係) (滞納者用)

換価執行決定通知書										第	号			
(滞納者)										年	月	日		
様														
福岡県 県税事務所長										印				
<p>下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、下記の財産について、差押えをした下記の行政機関等の同意を得て、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第4項の規定の例により通知します。                  なお、今後、下記の財産を公売することを予定しています。</p>														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番	法定納期限等		円	法律による金額	円				
									法律による金額					
									法律による金額					
									法律による金額					
									法律による金額					
									法律による金額					
※滞納処分費(法律による金額)				円										
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差押えをした行政機関等														
差押年月日			年	月	日	同意年月日			年	月	日			
参加差押財産														
連絡先	所属			氏名	電話									

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 国税徴収法第89条の2第4項の規定の例により、換価執行決定をした旨を滞納者に通知する場合に使用すること。  
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の107様式その2 (第31条関係) (行政機関等用)

<b>換価執行決定通知書</b>										第	号			
(行政機関等)										年	月	日		
殿														
福岡県 県税事務所長										印				
<p>下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第89条の2第1項の規定の例により、下記の財産について、差押えをした下記の行政機関等の同意を得て、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第4項の規定の例により通知します。</p> <p>なお、今後、新たに参加差押え又は交付要求を行う場合は、当所に対して行ってください。</p>														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番	法定納期限等		円	法律による金額	円				
									法律による金額					
									法律による金額					
									法律による金額					
									法律による金額					
									法律による金額					
※滞納処分費(法律による金額)								円						
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差押えをした行政機関等														
差押年月日			年	月	日	同意年月日			年	月	日			
参加差押財産														
連絡先	所属			氏名			電話							

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第89条の2第4項の規定の例により、換価執行決定をした旨を参加差押不動産につき交付要求をした者に通知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の108様式(第31条関係)

交付要求書等及び滞納処分(差押)関係書類引渡書(副本)		第	号
		年	月 日
殿			
印			
下記の交付要求書等及び滞納処分(差押)関係書類を引き渡します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
書 類 名	書類提出者の氏名	通 数	備 考
上記の書類を受領しました。			
		年	月 日
印			
殿			

- 備考
- 1 国税徴収法施行令第42条の2第1項及び第42条の3第4項の規定の例により、換価執行行政機関等又は差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対して交付要求書その他の書類を引き渡す場合に使用すること。
  - 2 正副2通を作成すること。
  - 3 換価執行決定をした場合は、表題及び様式本文の「(差押)」を二線で抹消すること。  
また、「換価執行決定告知書」に併せて換価同意行政機関等に送付し、正副2通に引き渡すべき書類(写しの場合はその旨)を記載の上、書類に添付して返戻させること。  
なお、受領した副本は、署名(記名を含む。)押印の上、再度換価同意行政機関等へ送付すること。
  - 4 換価執行決定を取り消した場合は、表題及び様式本文の「滞納処分」を二線で抹消すること。  
また、換価執行決定の取消し前に受領した交付要求書その他の書類を記載の上、「換価執行決定取消通知書」に併せて、換価同意行政機関等又は差押えの効力を生ずべき行政機関等に送付すること。  
なお、副本は受領証として署名(記名を含む。)押印の上返戻させること。
  - 5 「備考」欄には、引き渡しを受ける交付要求書等の到達順位等の記載を求めること。  
また、引渡しをする場合は、上記順位等を記載すること。
  - 6 引渡しをする交付要求書等その他の書類は、次に掲げる書類とする。この場合において、その書類の原本を送付することができないときは、その写しを送付すること。
    - (1) 特定参加差押不動産につき、換価執行決定前に交付を受けた「交付要求書」又は2以上の参加差押えがされている場合は「参加差押書」
    - (2) 国税徴収法施行令第4条第1項、第2項及び同令第8条第3項の規定により質権者等から提出された書類
    - (3) 国税徴収法第130条第1項及び国税徴収法施行令第48条第1項の規定により質権者等から提出された「債権現在額申立書」及びその添付書類

第61号の109様式（第31条関係）

換価執行決定取消通知書		第	号
		年	月 日
様			
		福岡県	県税事務所長 印
<p>国税徴収法第89条の3の規定の例により、下記の財産に係る換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定の例により通知します。</p>			
滞納者	住（居）所		
	氏名		
換価執行決定年月日		年	月 日
参加差押財産			
連絡先		氏名	
所属		電話	

- 備考
- 1 換価同意行政機関等、滞納者、行政機関等に通知するために使用すること。
  - 2 特定参加差押えの解除により換価執行決定を取り消す場合は、参加差押えを解除した旨を付記すること。
  - 3 書類の引渡しを行う場合、滞納者及び行政機関等に通知するときは「国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定の例により換価同意行政機関等である〇〇に引き渡します。」又は「国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定の例により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした〇〇に引き渡します。」等を様式本文に追記すること。
  - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。



第61号の110様式（第31条関係）

換価執行決定取消通知書 兼公売手続の続行通知書		第	号
		年	月 日
様			
		福岡県	県税事務所長 印
<p>国税徴収法第89条の3の規定の例により、下記の財産に係る換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定の例により通知します。                  なお、当所の参加差押えについて差押えの効力が生じたため、国税徴収法第89条の4の規定の例により、公売手続は続行します。</p>			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
換価執行決定年月日		年	月 日
参 加 差 押 財 産			
連絡先	所属	氏名	電話

- 備考 1 国税徴収法第89条の3第3項の規定の例により、換価同意行政機関等、滞納者及び交付要求をした行政機関等に通知するために使用すること。  
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十五号の五様式の次に次の三様式を加える。

第65号の6様式（第34条の8、第39条の5関係）

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書 eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書		管理番号	
受付印 福岡県 県税事務所長 殿	年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日 通信日付印 確認印
	所在地及び電話番号		
	(ふりがな) 法人名及び法人番号 (法人番号)		
(ふりがな) 代表者氏名印		Ⓜ	
経理責任者氏名印		Ⓜ	
資本金の額又は出資金の額		円	

特例の申請	
<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第50項前段 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第1項前段 法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税 に規定する場合に該当することになったので、 に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例を申請します。	
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由 特例の指定を受けようとする期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であることを明らかにする書類

特例の取りやめの届出	
<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第57項 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第8項 法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税 の規定により、 に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。	
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日 特例の適用を受けることをやめようとする理由

その他の参考事項	
----------	--

関与税理士署名押印	Ⓜ (電話 )
-----------	---------

◎備考 この様式は、法第53条第51項、第72条の32の2第2項に規定する申請書及び法第53条第57項、第72条の32の2第8項に規定する届出書として用いること。

※ この届出書・申請書は、福岡県の主たる事務所等の所在地を担当する県税事務所に提出してください。  
 なお、他県が本店となる法人につきましては、博多県税事務所へ提出してください。

第65号の7様式（第34条の8、第39条の5関係）

第 年 月 日

eLTAxによる申告が困難である場合の特例の承認通知書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

福岡県 県税事務所長 印

あなたが、 年 月 日に提出された県税についての特例の申請を、  
下記のとおり承認します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。  
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

承認期間	年 月 日から
	年 月 日まで

## 第65号の8様式（第34条の8、第39条の5関係）

	第 年	月	号 日
eLTAXによる申告が困難である場合の特例の不許可通知書			
住所 _____			
氏名 _____ 様			
福岡県 県税事務所長			印 <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
年 月 日申請のあった特例の申請は、下記の理由により許可できないので通知します。			
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
記			
理由			

第七十三号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式 (第39条の5の2関係)

医療法人等の所得金額計算書		事業年度	・	・	から	法人名										
		年度	・	・	まで	法人番号										
提 出 用	総所得金額等						①									
	土地等の譲渡所得						②									
	総所得金額 (①-②)						③									
	医療業とその他の事業とを併せて行っている場合の所得区分		医療業の所得金額 (③× $\frac{⑦}{⑦+⑧}$ )				④									
			その他の事業の所得金額 (③-④)				⑤									
	所得金額の計算の基礎とする収入金額		社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)				⑥									
			医療業の総収入金額 (⑦の金額)				⑦									
			その他の事業収入金額 (⑤の金額)				⑧									
	社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$ )						⑨									
	当期分課税所得金額 (①-⑨)						⑩									
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額						⑪									
	課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)						⑫									
社 会 保 険 医 療 分 の 収 入 金 額	健康保険法		円		そ の 他 の 収 入 金 額	労働者災害補償保険法収入		⑬	円							
	国民健康保険法					自費診療収入		⑭								
	高齢者の医療の確保に関する法律					自動車損害賠償責任保険等の収入		⑮								
	船員保険法					健康診断・予防注射等受託医療収入		⑯								
	国家公務員共済組合法					⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入		⑰								
	防衛省の職員の給与等に関する法律					患者・付添人等食事代収入		⑱								
	地方公務員等共済組合法					健康診断等証明収入		⑲								
	私立学校教職員共済法					入院料・ベッド代等差額収入		⑳								
	戦傷病者特別援護法					生産品等販売収入		㉑								
	母子保健法					受託技工・検査料等収入		㉒								
	児童福祉法					嘱託収入		㉓								
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律					利子等及び配当等収入		㉔								
	生活保護法					電話・電気・ガス・寝具等使用料収入		㉕								
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律					不用品売却収入		㉖								
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					取得価格を超える償却資産売却収入		㉗								
	麻薬及び向精神薬取締法					その他医療業の付随収入		㉘								
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					付帯事業収入		㉙								
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律					介護保険法		㉚								
	介護保険法															
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律															
難病の患者に対する医療等に関する法律																
査定損益額				計		⑰										
				医療業の総収入金額 (⑦+⑰)		㉛										
				そ 事 収 入 の 業 金 他 の 額												
計		⑰		計		㉜										

## 〔記載要領〕

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」という。）第72条の23第2項の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4（写）に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合

- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則（以下「法規則」という。）第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表10（6）の写しを提出してください。

- (3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

- 2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑧の額を記載してください。

- 3 ②の金額欄には、土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券（以下「土地等」という。）の譲渡所得を記載してください。ただし、医療業に関係する土地等（例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等）の譲渡所得については、②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄の空欄に記載してください。

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額（以下「土地等の譲渡益等」という。）がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は次のものをいい、固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

- (1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等

- (2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料

- (3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

- 4 ⑨の金額欄には、④の金額がある場合は、④×⑥／⑦の金額を記載してください。

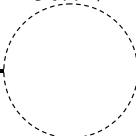




- 5 ⑪の金額には、法規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前10年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 6 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第3項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
  - (1) 保険者から支払を受けるべき金額
  - (2) 被保険者が負担する一部負担金等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額）
- 7 ⑫の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 8 ⑬の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第3項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 9 ⑭の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑮の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 11 ⑯の金額欄には、所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額（所得税額控除前の金額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 12 ⑰の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 13 ⑱の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 14 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 15 医療業の総収入金額に含めないもの
  - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
  - (2) 医療業に関係ない土地等の譲渡所得に係る収入金額（「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため）
  - (3) 従業員の社宅、寮等に係る使用料収入及び食事代収入
  - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金（還付加算金を除く。）
  - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
  - (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第八十号の二様式及び第八十号の二の二様式中「農産物利用集積団体化団体等」を「漁業中堅集積団体等」に改める。

第八十一号の五様式を次のように改める。

第81号の5様式（第46条の6関係）

受付印  _____年____月____日 福岡県 _____県税事務所長殿		課 税 番 号		課税年度
住 所 フリガナ 氏 名 (名 称) 電話 _____		印 		
農地中間管理機構の農地の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書 還 付 申 請 書 福岡県税条例第20条の35の6の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書 還 付 申 請 書 を提出します。				
取得した不動産 農地売買等事業の実施により	所在地		左記不動産を 売り渡した又は 交換した年月日	年 月 日
	地目、用途等		売り渡した又は 交換した者の 氏 名	
	取得年月日	年 月 日	納付した税額	円
	評価額	円	納付年月日	年 月 日
	課税標準額	円	還付申請額	円
事 務 処 理 事 項				
通知年月日 _____年____月____日 調査年月日 _____年____月____日 調査員 _____ 印 				

注 農業委員会等の証明書等を添付してください。

第八十三号の十二様式及び第八十三号の十三様式を次のように改める。

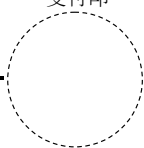

第83号の12様式（第48条の2関係）

受付印 		課 税 番 号	課 税 年 度	
.....年.....月.....日 福岡県 ..... 県税事務所長 殿	住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 電 話 — — 個 人 番 号	印 		
営農困難時貸付けに関する届出書				
不動産取得税の徴収猶予の適用に係る営農困難時貸付けに関する届出について、福岡県税条例付則第9条第1項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第22項の規定により、次のとおり届け出ます。				
1 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項				
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	年 月 日			
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）				
(1) 障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。 (2) 身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。 (3) 要介護区分五の要介護認定を受けました。 (4) その他( )				
2 営農困難時貸付けに関する事項				
借り受けた者	住所または所在地 氏名又は名称			
営農困難時貸付けを行った年月日		年 月 日		
地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間		自： 年 月 日 至： 年 月 日		
上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。				
上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている人が（1）又は（2）に掲げる貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書（第83号の13様式）」により届け出を行ってください。）				
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借の設定に基づく貸付け				

営農困難時貸付けに関する届出書 付表

営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。			
番号	所在場所	地目	面積
1			m <sup>2</sup>
2			m <sup>2</sup>
3			m <sup>2</sup>
4			m <sup>2</sup>
5			m <sup>2</sup>
6			m <sup>2</sup>
7			m <sup>2</sup>
8			m <sup>2</sup>
9			m <sup>2</sup>
10			m <sup>2</sup>
11			m <sup>2</sup>
12			m <sup>2</sup>
13			m <sup>2</sup>
14			m <sup>2</sup>
15			m <sup>2</sup>

## 第83号の13様式（第48条の2関係）

受付印  .....年.....月.....日 福岡県 .....県税事務所長 殿		課 税 番 号		課税年度	
住 所					
フリガナ		印			
氏 名					
		電 話 — —			
個 人 番 号					
特定貸付けに関する届出書					
<p>年 月 日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農地中間管理事業又は農用地利用集積計画の定めるところによる特定貸付けを行いましたので、同項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
1 特定貸付けに関する事項					
借り受けた者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
特定貸付けを行った年月日		年 月 日			
地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間		自： 年 月 日			
		至： 年 月 日			
2 上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、以下のとおりです。					
<p>上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）</p> <p>(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け          (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け</p>					
番号	所在場所	地目	面積		
1			㎡		
2			㎡		
3			㎡		
4			㎡		
5			㎡		

第八十四号の二様式その一及び第八十四号の二様式その二を次のように改める。



## 第84号の2様式その1 (第49条の2関係)

		特別徴収義務者確認欄	
		担当者名	確認年月日
ゴルフ場利用税の非課税利用確認申請書			
(特別徴収義務者) ..... 殿 福岡県税条例第22条の2第1項(第2項)の規定により、下記のとおり確認申請書を提出します。			
利用するゴルフ場の名称			
利用年月日	年 月 日		
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 (メンバー) <input type="checkbox"/> 非会員 (ビジター等)		
非課税利用の区分  ( 該当する番号に○を付けてください。 )	1 年齢18歳未満の者による利用 (地方税法第75条の2第1号) 2 年齢70歳以上の者による利用 (地方税法第75条の2第2号) 3 障害者による利用 (地方税法第75条の2第3号) 4 国民体育大会、同大会の予選会及びこれらの公式の練習への参加選手の利用 (地方税法第75条の3第1号) 5 学生、生徒及び引率する教員の利用 (地方税法第75条の3第2号) 6 国際競技大会のゴルフ競技及びその公式の練習への参加選手の利用 (地方税法附則第12条の2)		
提示又は提出する 証明書類  ( 該当する番号に○を付け、書類の種類にチェックを付けてください。 )	非課税利用の区分	提示又は提出する証明書類の種類	
	1・2	<利用日における年齢が確認できる書類(提示)> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	3	<障害者であることを証する書類の写し(提示)> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	4	<要件に該当することの証明書(提出)> ○教育委員会が発行する証明書	
	5	<要件に該当することの証明書(提出)> ○学長または校長が発行する証明書	
6	<要件に該当することの証明書(提出)> ○ゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書		
年 月 日			
(申請者) 住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生 (満 歳)			

(特別徴収義務者提出用)

注 1 非課税利用の区分の1から3までのいずれかに該当する場合は、非課税利用に該当することを証する書類をゴルフ場に提示してください。

2 非課税利用の区分の4から6までのいずれかに該当する場合は、証明書の提出に併せて、利用者本人であることを証する書類をゴルフ場に提示してください。

第84号の2様式その2 (第49条の2関係)


(本人控用)

ゴルフ場利用税の非課税利用確認申請書		
(特別徴収義務者) ..... 殿 福岡県税条例第22条の2第1項(第2項)の規定により、下記のとおり確認申請書を提出します。		
利用するゴルフ場の名称		
利用年月日	.....年.....月.....日	
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 (メンバー) <input type="checkbox"/> 非会員 (ビジター等)	
非課税利用の区分 ( 該当する番号に○を付けてください。 )	1 年齢18歳未満の者による利用 (地方税法第75条の2第1号) 2 年齢70歳以上の者による利用 (地方税法第75条の2第2号) 3 障害者による利用 (地方税法第75条の2第3号) 4 国民体育大会、同大会の予選会及びこれらの公式の練習への参加選手 (地方税法第75条の3第1号) 5 学生、生徒及び引率する教員の利用 (地方税法第75条の3第2号) 6 国際競技大会のゴルフ競技及びその公式の練習への参加選手 (地方税法附則第12条の2)	
提示又は提出する証明書類 ( 該当する番号に○を付け、書類の種類にチェックを付けてください。 )	非課税利用の区分	提示又は提出する証明書類の種類
	1・2	<利用日における年齢が確認できる書類 (提示) > <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( .....) )
	3	<障害者であることを証する書類 (提示) > <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> その他 ( .....) )
	4	<要件に該当することの証明書 (提出) > <input checked="" type="checkbox"/> 教育委員会が発行する証明書
	5	<要件に該当することの証明書 (提出) > <input checked="" type="checkbox"/> 学長又は校長が発行する証明書
6	<要件に該当することの証明書 (提出) > <input checked="" type="checkbox"/> ゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する証明書	
.....年.....月.....日		
(申請者) 住 所 .....		
氏 名 .....		
生年月日 .....年.....月.....日生 (満 歳)		

- 注 1 非課税利用の区分の1から3までのいずれかに該当する場合は、非課税利用に該当することを証する書類をゴルフ場に提示してください。
- 2 非課税利用の区分の4から6までのいずれかに該当する場合は、証明書の提出に併せて、利用者本人であることを証する書類をゴルフ場に提示してください。

第九十二号様式を次のように改める。

第92号様式 (第58条関係)

					登録番号						
 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿					年 月分ゴルフ場利用税納入申告書						
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)											
特別徴収義務者	住所又は所在地 〒 TEL				氏名又は名称及び代表者						
	ゴルフ場	所在地 〒 TEL				名称					
区分		利用人員		等級	税率		税額				
等級変更なし又は変更前	一般										
	軽減	特定競技									
		早朝・薄暮									
	小計										
等級変更後	一般										
	軽減	特定競技									
		早朝・薄暮									
	小計										
非課税	18歳未満				/						
	70歳以上										
	障害者										
	国体競技										
	学生等										
	国際競技										
	小計										
合計											
摘要					不申告加算金						

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十月二十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十一号

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例施行規則（平成二十九年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第17条」を「第17条」に、「第20条」を「第20条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

訓令

福岡県訓令第十一号

本庁 出先機関

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月二十日

福岡県知事 小川 洋

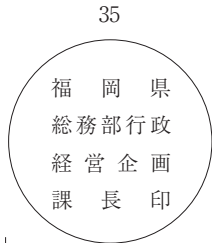
福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。第十二条中「裁断」を「裁断又は焼却」に改める。

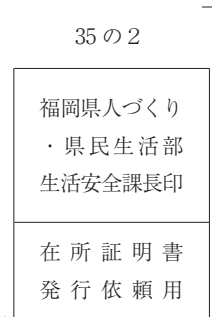
別表第一の三十五の項の次に次のように加える。

三十五の二	福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長印
35の2	てん書
二〇	福岡県における暴力を根絶し、被害から県民等を守るための条例（平成三十一年福岡県条例第十九号）第十七条の規定に基づく届出の内容確認のための刑事施設に対する在所証明書発行依頼に係る文書
	生活安全課性暴力・犯罪被害対策係長

別表第二中

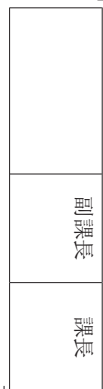


の次に



を加える。

様式第三号中「~~課長~~」を「~~課長~~」に改める。様式第六号中



を



に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。